

注 平成21年4月の改正から改正経緯を付した。

改正

平成21年4月1日

平成22年4月26日22世保医第21号

平成23年4月1日23世計調第26号

平成24年4月2日24世計調第39号

平成25年4月1日25世計調第20号

平成27年6月5日27世計調第95号

平成29年4月1日29世計調第29号

平成30年3月15日29世計調第558号

平成30年6月27日30世調指第157号

平成31年4月1日31世調指第25号

令和2年4月1日2世保医福第29号

令和4年3月31日3世保医福第382号

令和5年5月24日5世保医福第35号

令和6年5月16日6世保医福第57号

令和7年3月31日6世保医福第438号

世田谷区医療・介護連携推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者等が在宅等で安心して療養することができる体制の構築を保健・医療・福祉の関係機関が連携して推進するため、世田谷区医療・介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 在宅療養支援体制に関すること。
- (2) かかりつけ医と診療所・病院の連携に関すること。
- (3) 地域医療関係者の人材育成に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる者として区長が委嘱する委員、及び別表第2に掲げる職にある者で構成する。

(座長)

第4条 協議会に座長を置く。

2 座長は、保健福祉政策部長をもって充てる。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて座長が招集する。

(協議会構成員以外の者の出席)

第6条 協議会は、別表第3に掲げる者として区長が指定した者（以下「アドバイザー」という。）に出席を求め、第2条に定める協議及び検討を行うための助言を求めるものとする。

2 協議会は、必要があると認めるときは、第3条、及び前項に規定する者以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会については、別に定める。

(議事等の公開)

第8条 協議会（前条の部会を除く。以下この条において同じ。）、協議会の議事録は公開する。

ただし、協議会が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

2 協議会の傍聴については、協議会が別に定める。

3 第1項の議事録は、議事の概要を記載するものとし、当該議事録に係る協議会の次に開催される協議会において議事録の内容を確定するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉政策部保健医療福祉推進課において処理する。

附 則

この要綱は、平成19年6月29日から施行する。

附 則（平成19年9月5日19世保医第337号）

この要綱は、平成19年9月6日から施行する。

附 則（平成20年7月15日20世保医第169号）

この要綱は、平成20年8月7日から施行する。

附 則（平成21年4月1日21世保医第9号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月26日22世保医第21号）

この要綱は、平成22年4月26日から施行する。ただし、第3条第3号の適用について、平成22年度においては「世田谷薬剤師会及び玉川砧薬剤師会から推薦された薬剤師計3名」とする。

附 則（平成23年4月1日23世計調第26号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月2日24世計調第39号）

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則（平成25年4月1日25世計調第20号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月5日27世計調第95号）

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

附 則（平成29年4月1日29世計調第29号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月15日29世計調第558号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月27日30世調指第157号）

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日31世調指第25号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日2世保医福第29号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日3世保医福第382号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月24日5世保医福第35号）

この要綱は、令和5年5月24日から施行する。

附 則（令和6年5月16日6世保医福第57号）

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

附 則（令和7年3月31日6世保医福第438号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

委員	人数
世田谷区医師会が推薦した医師	1人
玉川医師会が推薦した医師	1人
東京都世田谷区歯科医師会が推薦した歯科医師	1人
東京都玉川歯科医師会が推薦した歯科医師	1人
世田谷薬剤師会が推薦した薬剤師	1人
玉川砧薬剤師会が推薦した薬剤師	1人
世田谷区病院院長会が推薦した病院長	1人
世田谷区病院看護管理者会が推薦した看護師	1人
世田谷区病院連携実務者ネットワークが推薦した者	2人
世田谷ケアマネジャー連絡会が推薦したケアマネジャー	2人
世田谷区訪問看護ステーション管理者会が推薦した看護師	2人
区内の地域包括支援センター職員	2人
世田谷区介護サービスネットワーク訪問介護連絡会が推薦した者	1人
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等リハビリテーションの専門職にある者	1人

別表第2

保健福祉政策部長
総合支所保健福祉センター保健福祉課長（代表）
保健福祉政策部保健福祉政策課長
保健福祉政策部保健医療福祉推進課長
高齢福祉部長
高齢福祉部高齢福祉課長
高齢福祉部介護保険課長
高齢福祉部介護予防・地域支援課長
世田谷保健所長
世田谷保健所副所長

別表第 3

アドバイザー	人数
医療、福祉、介護保険制度等について学識経験を有する者	1 人